

環境保全センターD区Ⅱ期処分場について

【概要】

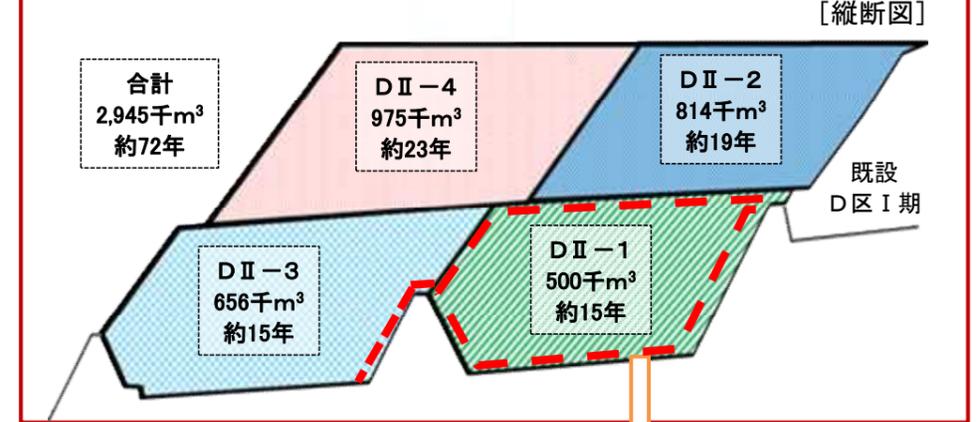
現在供用中のD区Ⅰ期処分場は、令和2年6月に埋立を終了する見込みであることから、平成29年度からD区Ⅱ期処分場の造成工事を実施し、令和2年5月12日にDⅡ-1区画が供用開始されます。

【D区Ⅱ期処分場(DⅡ-1区画)の諸元】

種類	管理型最終処分場
工期	平成29年10月～令和2年5月
埋立期間	令和2年5月～令和17年(予定)
埋立面積	41,000 m ²
埋立容量	500,000 m ³
工事費	4,740,432 千円
施工	鹿島・中田・大森・荒屋鋪・佐藤 特定建設工事共同企業体

【D区Ⅱ期処分場の整備方針】

埋立量に応じた段階的(4段階)な整備を行う。



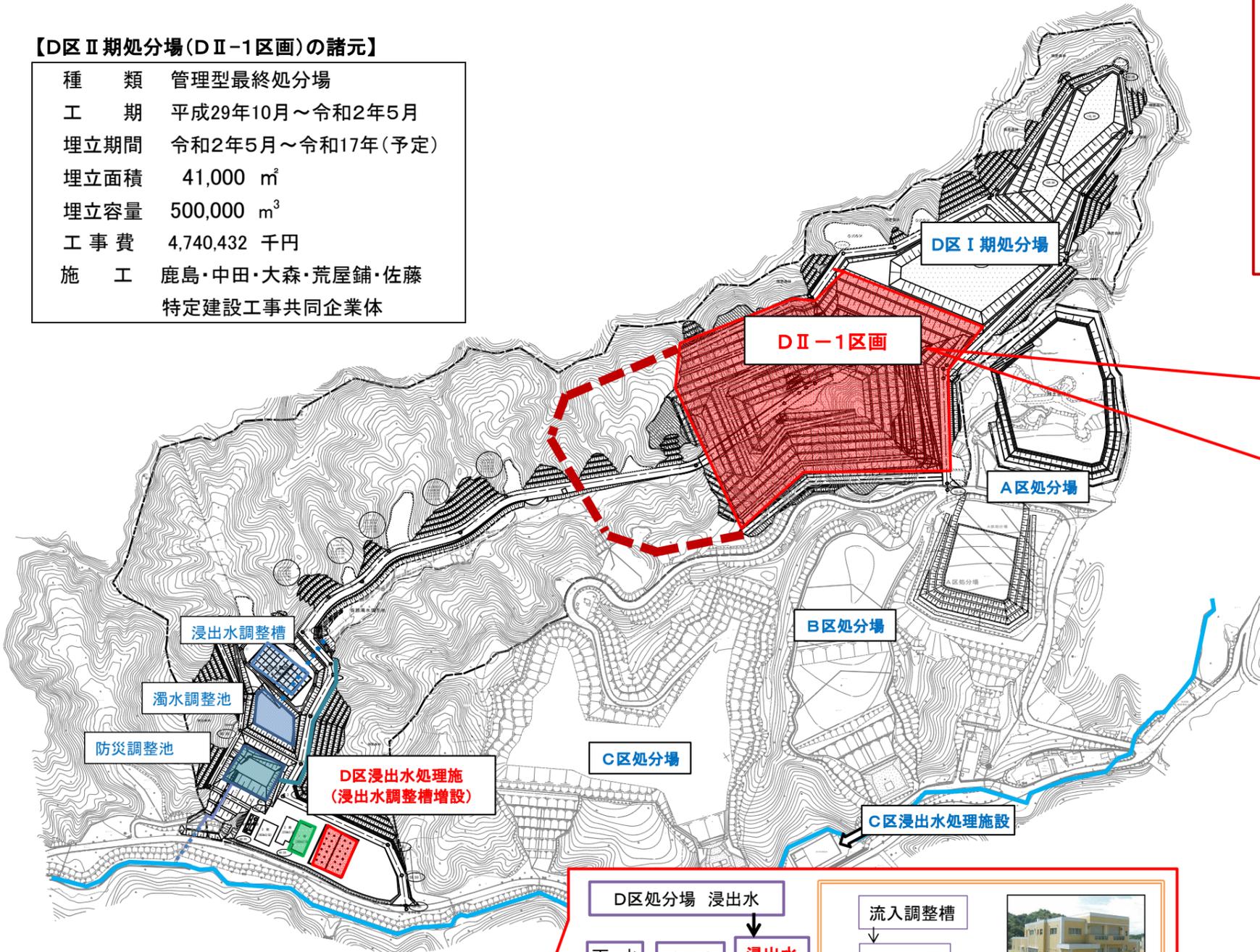
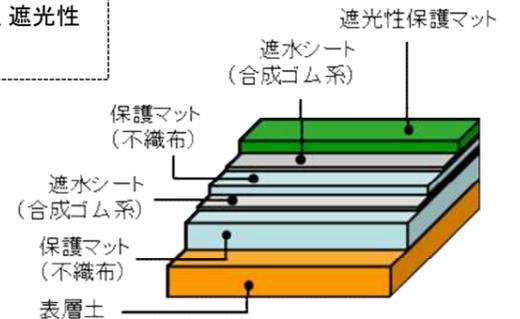
【DⅡ-1区画造成工事】



【遮水工の構造】

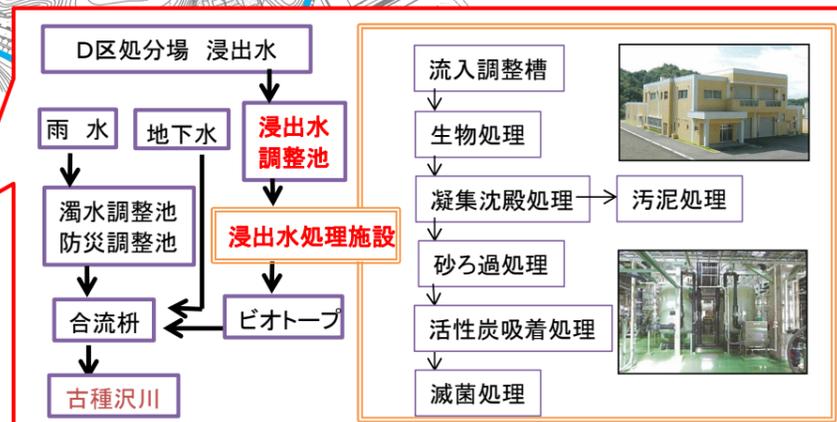
- 遮水シートは、合成ゴム系シート(1.5mm)による二重遮水構造
- シートの間及び下層には不織布を敷設
- 表層(最上層)に、遮光性の不織布を敷設

【遮水シート】



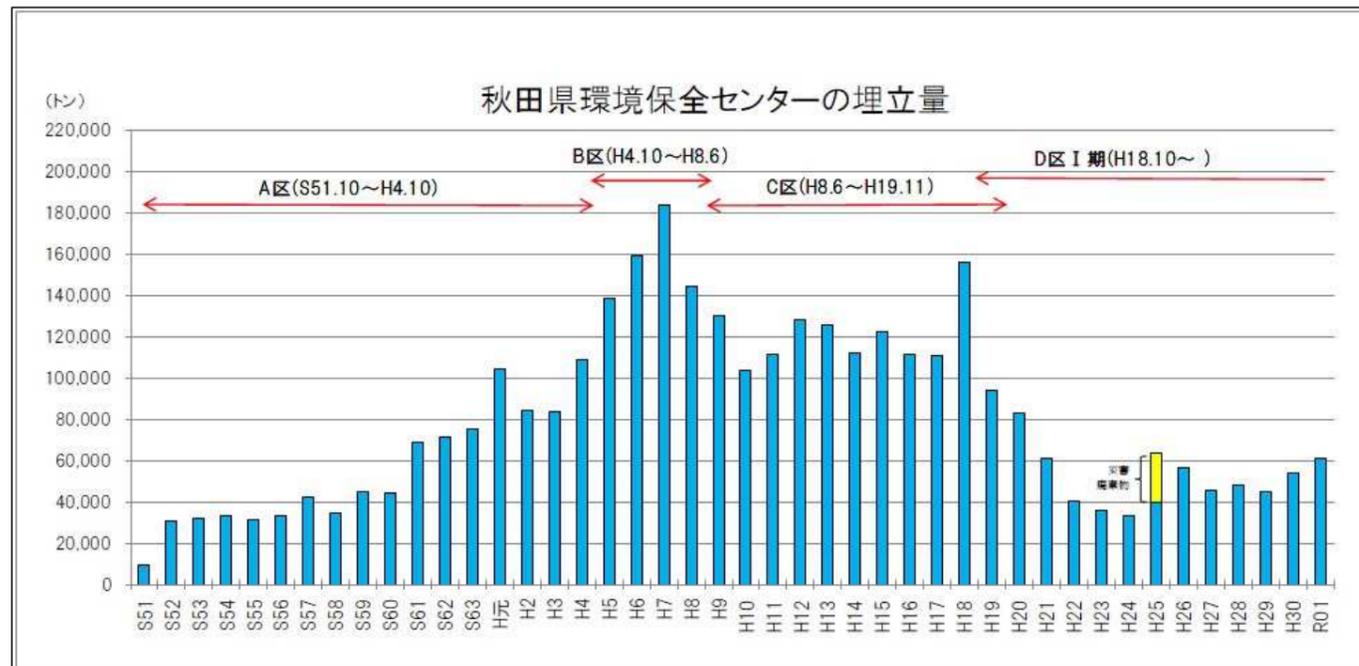
【D区処分場設備の諸元】

浸出水処理施設	最大処理能力	300 m ³ /日
濁水処理設備	濁水調整池容量	10,000 m ³
防災調整設備	防災調整池容量	28,200 m ³
浸出水調整設備	調整槽容量(既存)	9,900 m ³
〃	(増設)	17,000 m ³



廃棄物のこれまでの埋立状況

- 昭和51年度～令和元年度までの約40年間で、346万4千トンの埋立を実施しました。
- 令和元年度の埋立量は6万1千トンであり、県内の管理型最終処分場での埋立量の合計（事業者自らが設置するものを除く）の1/4程度を占めています。
- 種類別では、石膏ボードが1万2千トン(20%)で最多であり、次いで、ガラス・陶磁器くずが1万トン(16%)、有機汚泥（含水率80%以下）が1万トン(16%)、無機汚泥が8千トン(13%)となっています。



【処理する産業廃棄物の種類】

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・銼さい
- ・がれき類
- ・ばいじん
- ・廃掃法施行令第2条第13号に規定する廃棄物
- ・廃石綿等
(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)

【搬入条件】

- ・縦1m、横1m、奥行き1mを限度とし、かつ中空の形状でないこと
- ・安定無害化していること

【搬入できない廃棄物】

- 産業廃棄物のうち次に掲げるもの
- ・廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物のふん尿、動物の死体
- ・廃タイヤ(15cm以下に破砕したものを除く)
- ・燃えがら、汚泥、銼さい、ダスト類のうち無害安定化していないもの及び含水率が80%を超えるもの
- ・有機性の汚泥については含水率85%を超えるもの
- ・冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、OA機器等
- ・魚箱や梱包材に使用された廃発泡スチロール
- ・蛍光灯
- ・水銀使用製品産業廃棄物

○ 一般廃棄物

秋田県環境保全センターについて

- 秋田県内の中小企業等から排出される産業廃棄物の処理を行う公共関与の施設として、昭和51年に設置しました。
- 現在は、平成18年に供用開始した最終処分場（D区I期）での埋立を実施しています。
- 施設の管理・運営は、指定管理者である一般財団法人秋田県総合公社が行っています。

秋田県環境保全センターの最終処分場一覧

処分場名称	埋立面積	埋立容量	埋立期間	備考
A区	6.8 ha	688 千m ³	S51~H4	埋立終了
B区	4.0 ha	500 千m ³	H4~H8	埋立終了
C区	7.5 ha	1,448 千m ³	H8~H19	埋立終了
D区I期	6.0 ha	1,072 千m ³	H18~R2	供用中
DII-1区画	4.1 ha	500 千m ³	R2~R17(予定)	5/12から供用開始

